

総財財第52号
令和3年4月30日

各都道府県総務部長 殿

総務省自治財政局財政課長
(公 印 省 略)

地方団体に対して交付すべき令和三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の施行について（通知）

地方団体に対して交付すべき令和三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和3年総務省令第52号）は、令和3年4月30日に公布・施行されましたのでお知らせします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨御連絡いただくようお願いいたします。